

(一社)千葉県タクシー協会

運転者登録についての Q&A

Q1. 新規講習受講時に二種免許取得の為教習中の者でも受講は可能でしょうか。

A1. 受講は可能です。新規講習受講申込時に、二種免許取得の為教習中であることを、お伝えください。

登録手続き、運転者証交付については、二種免許取得後となります。

Q2. タクシー経験があります。どういう手続きが必要か教えてほしい。

A2. 登録原簿は単位地域毎であることから、登録する単位地域を変更する場合は、旧単位地域の登録消除と新単位地域における新規登録が必要になります。

※別添にてご確認お願い致します。

Q3. 電子申請を行うことは可能ですか。

A3. 現在、「タクシー運転者登録制度ネットワークシステム」では、電子申請には対応しておりません。

Q4. 郵送での申請手続きは、普通郵便や、レターパックで申請書類を送付は可能でしょうか。

A4. 郵送による申請等については、書留郵便でお願い致します。

Q5. 新たに雇い入れる者が、以前働いていた事業者から返納がなされていないが、退職をしているので、運転者証を交付してほしい。

A5.、新たに「運転者証」を交付するには、以前働いていた事業者から返納がされなければいけません。

Q6. 新たに雇い入れる者が、福祉タクシーのみ乗務する場合でも、新規講習を受講し運転者登録が必要でしょうか。

A6. 福祉タクシーのみ乗務する場合は、講習・運転者登録の必要はございません。

Q7. 返納届が出ているか確認したい。(事業者からの問合せ)

A7. 個人情報になりますので、ご本人以外にお伝えする事が出来ません。返納確認は、ご本人からお問合せいただきますようお願い致します。

Q8. 消除申請(申請消除)について教えて下さい。

A8. 運転者が自分の意思で消除申請(第六号様式)を登録している地域の登録実施機関で行います。登録する単位地域を変更する場合は、この手続きが必要となります。

Q9. 申請に必要な住民票はコピーでも良いのでしょうか。

A9. ご本人の住民票原本(6か月以内のもの)が必要となります。

※【登録に関する問合せ先】

(一社)千葉県タクシー協会 登録指導部 TEL:043-215-7221